

(平成30年2月13日)見積書提出依頼

件名	平良港施工検討業務
数量等	別紙のとおり
履行期限	契約締結日の翌日から平成30年3月30日までとする。
見積書の提出場所	沖縄総合事務局 平良港湾事務所 総務課
見積書提出期限	平成30年2月20日 13時30分
担当	沖縄総合事務局 平良港湾事務所 総務課 総務係 平良 TEL 0980-72-4673 内線213 FAX 0980-73-8806
	<ol style="list-style-type: none">1 本見積書提出依頼は別添オープンカウンター方式試行要領に基づいて実施するものです。2 見積書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、契約申込者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額(税抜)を見積書に記載して下さい。3 見積金額については、仕様書に基づく総価を記載して下さい。4 完了払とします。5 適法な請求書を受理した日から30日以内の支払いとします。なお、見積書及び請求書に支払条件として「適法な請求書を受理した日から30日以内の支払い」の旨明記して下さい。6 契約書又は請書の作成の要否： 要7 見積書の件名を上記の件名と合わせてください。8 宛名は「分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局平良港湾事務所長 林 輝幸」とご記入ください。9 見積書は任意様式でご提出願います。(原本の提出をお願いします。)10 日付欄には、見積書の提出日をご記入ください。11 見積書には代表者の記名・押印をお願いします。(社印のみは無効とします)12 落札結果は、提出期限日に、落札者へのみ電話にてお知らせ致します。13 仕様書等に関する質問等については、上記担当者にお問い合わせ致します。

平成29年度

平良港施工検討業務

特 記 仕 様 書

平成30年2月
内閣府沖縄総合事務局
平良港湾事務所

1. 業務概要

本業務は、平良港国際クルーズ拠点整備事業を対象に供用中の施工検討を行うものである。

2. 履行期間

契約締結の翌日から平成30年3月30日までとする。

3. 業務内容

業務名称	業務内容	単位	数量	摘要
平良港施工検討業務				
計画準備				
	計画準備	式	1	
施工検討				
	施工検討	式	1	国際クルーズバース延伸
成果物				
	報告書作成	式	1	

4. 貸与物件

平良港湾事務所提供設計業務資料

5. 業務仕様

5-1. 総則

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様」(国土交通省港湾局 平成29年3月)の定めによるものとする。

5-2. 計画準備

業務務実施に先立ち、事前に業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な計画を立案する。

5-3. 施工検討

現在施工中の国際クルーズ岸壁完成後、供用しながら延伸を行う際の、施工課題及び対策の概略検討を行う。また、前提条件として、施工期間中におけるクルーズ需要を設定する。

5-4. 報告書作成

以上の業務成果を整理し、業務報告書を取りまとめるものとする。

6. 検査

本特記仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

7. その他

本特記仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、調査職員と協議する。

平成21年 6月 9日
改正 平成21年 9月10日
平成23年 4月20日
平成24年12月25日
最終改正 平成29年12月21日

内閣府沖縄総合事務局平良港湾事務所

オープンカウンター方式試行要領

(定義)

第1条 オープンカウンター方式とは、少額随意契約等において、見積書を徴する相手方を指定することなく、一般競争の手續を簡略化して、見積合せを行い、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象)

第2条 本要領は、予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第99条第2号から第7号までの規定に該当するものを対象とする。

ただし、庁舎の修繕等緊急の必要によりオープンカウンター方式に付することができない場合、一般競争、指名競争及びインターネット公有財産売却に付すべきものと判断する場合、又はその他オープンカウンター方式に付することが適切ではないと判断する場合を除く。また、平成18年8月25日付け財計第2017号を準用して、同号一(2)の「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」及び同号一(2)の但書の「の例示に該当しないものであってその他これに準ずるものと認められるもの」を除く。

<参考> 予算決算及び会計令(昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号)抜粋

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一(略)

二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。

五 予定価格が五十万円を超えない財産を売り払うとき。

六 予定賃借料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸し付けるとき。

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(以下略)

(参加資格)

第3条 本要領の見積合せに参加できる者は、次の各号すべてに該当する者とする。

一 予決令第70条及び第71条の規定を準用して、これに該当しない者

二 九州・沖縄地域において、「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領(平成13年1月6日付け国官会第22号)」に基づく一般競争参加資格の認定を受けている者、又は、履行実績等により履行能力に問題ないと認められた者

三 見積書の提出期限の日から契約締結又は請書受領等の日までにおいて、指名停止を受けていない者、及び、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり指名を行わないこととした者に該当しない者

四 内閣府沖縄総合事務局管内において、本店、支店又は営業所を有する者
ただし、管内だけでは十分な参加者が見込めないと判断した場合はこの限りではない。

五 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと

六 予決令第99条第5号の規定に該当するもので、物品管理法が適用される場合は、物品管理法第18条の規定に該当しない者、国有財産法が適用される場合は、国有財産法第16条の規定に該当しない者、並びに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者

(手続)

第4条 毎週火曜日又は木曜日(当日が閉庁日の場合は次の開庁日)の13時30分から翌週火曜日又は木曜日(当日が閉庁日の場合は次の開庁日)の13時30分まで、カウンターで仕様書等を提示すること。

なお、当分の間、希望があれば仕様書等をFAXすることができる。

2 見積書は、前項の翌週火曜日と木曜日(当日が閉庁日の場合は次の開庁日)の13時30分までに、担当者に見積書を提出すること。

見積書の提出は、直接持ち込み、郵送又はFAXとする。なお、FAXの場合は、契約の相手方とならなかった場合でも、後日必ず見積書の正を提出する。

なお、見積合せが困難な程度に見積書が多数提出された場合は、同一の者が提出できる見積書の件数を制限することができる。

FAXによる見積書提出の場合、必ず担当者にFAXした旨電話連絡する。電話連絡がない場合、その見積書は無効とする場合があるので注意すること。

3 見積合せは、見積書を提出した者の立会を省略する。なお、同価格の見積者が2名以上あるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせ決定する。

<予決令第81条の規定は準用せず。沖縄総合事務局開発建設部随意契約見積心得(昭和54年4月1日開管理第469号。以下「心得」という。)第4条参照>

4 見積合せの結果は、契約の相手方となるべき者のみに通知し、他の見積書を提出した者への通知は省略する。

5 予決令第99条第3号の規定に該当するものは、見積合せ後に内訳書を提出しなければならない。

6 オープンカウンター方式に付しても見積書の提出がなかった場合等は、予決令第99条の2及び第99条の3の規定を準用して、見積を行う。

<心得第5条参照>

(見積書の無効)

第5条 次の各号の一に該当する見積は無効とする。

- 一 見積に参加する資格を有しない者のした見積
- 二 委任状を持参しない代理人のした見積
- 三 記名押印を欠く見積
- 四 金額を訂正した見積
- 五 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である見積
- 六 明らかに連合によると認められる見積
- 七 同一事項の見積について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の見積
- 八 その他見積に関する条件に違反した見積

<心得第3条参照>

(結果の閲覧等)

第6条 入札調書類の作成は省略し、また、入札調書類の閲覧も省略する。

2 見積合せの結果は、担当者に希望すれば見積書等の関係書類の閲覧をすることができる。ただし、印影等の保護のため、デジタルカメラの撮影等を認めない。

3 見積書等の関係書類を提出した者は、前項の閲覧に同意したものとみなす。

(その他)

第7条 その他の手続については、一般競争の手続を簡略化して準用するものとする。